

事例研究～中国ビジネス法務

(第62回) 医薬品価格統制撤廃後、初の独禁法違反事件 政府の監督管理手法の変化

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



2015年6月に医薬品価格の政府統制がほぼ撤廃され、医薬品価格が市場に委ねられる中、撤廃後初めて独禁法違反事件に処分が下されたことが今年1月28日付の中国国家發展改革委員会(発改委)の発表によって知られるところとなりました。処罰を受けたのは重慶青陽などの企業5社(実質的には経営者3者)で、高尿酸血症の治療薬であるアロプリノール錠の販売について価格協定や販売地域の分割協定を結ぶといったカルテルを形成していたとされています。課徴金は計399万5400元(約7300万円)で、これまでの独禁法違反事件ほど高額ではなく、小さな事件として見逃されがちですが、医薬品価格の政府統制撤廃後初の医薬品に関する独禁法事件であることや処分を受けた企業の売り上げに対する課徴金の割合が高いこと、そして、書面によらないカルテル形成が摘発されたことから、大変参考になる事件だと考えます。

◇事件の主な概要

今回の事件では、アロプリノール錠の市場販売平均価格が、2014年3月時点では1瓶約10元であったところ、当事者間の価格協定により約1カ月後の4月になると最低価格が18元、15年1月からは23.8元にまで引き上げられました。また、当事者らは、当該医薬品の販売地域を省ごとに分け、担当地域以外での販売、入札や価格交渉を相互に禁止したため、アロプリノール錠の消費者は、地域において1社の薬品しか選べなくなり、競合会社が完全に存在しない状況となりました。

◇事件の重要な問題点の分析

1. 発改委の調査手法の強化

各社は、カルテル形成の摘発を恐れ、書面による協定ではなく、口頭による協定を結びましたが、発改委の捜査員は、各社の内部資料である業務記録、業務計画、総括などの資料を徹底的に調査し、各社間の販売明細との照合結果から、口頭でカルテル形成が行われた事実を突き止めました。

発改委は事件処理経験の蓄積により、以前よりも多様で確実な調査手法を採ることができるようになってきています。このため、書面での協定がなくても処分から逃れられるわけではなくなってきていると言えます。

2. 医薬品価格カルテルに対する発改委の強硬な姿勢

各社の前年度の売り上げがもともと少なかったことから、本事件における課徴金は高額ではないものの、事実上各社に科された課徴金の売り上げに対する割合は次のように相当高いものとなりました。

- ・重慶青陽、重慶大同について
前年度売り上げの8%(違法行為が重大であったため)
- ・江蘇省の世貿天階、上海信誼聯合、商丘華傑について
前年度売り上げの5%(証拠資料を提供するなど調査に積極的に協力したため)

こうした対応から、発改委が、経営者3者の違法行為によって多くの患者の医薬品購入における負担が増し、消費者に深刻な損害が発生したことを特に重視していたと言えそうです。

◇発改委による医薬品価格の監督管理手法の変化には必ずご留意を

医薬品に対しては、かつての政府主体の価格制度から、独禁法等による法制度のもとでの市場主体の価格決定に変わってきました。それにより、医薬品に関して市場での合理的な価格形成が実現され、発改委の監督管理手法にも実質的な変化が起きていると言えます。

この変化は日系企業にとり、課題であるとともにチャンスにもなり得ます。すみやかに変化に対応することができれば、コンプライアンス上のリスク回避となる面だけでなく、市場における有利な立場の獲得という良い面もあると考えられます。